

NS規制物質リスト（民生製品版） の管理・運用

お取引先様へのお願い事項

2024/8/5 改訂 第3版

日本精機(株) 民生ビジネス本部

INDEX

- 目的と背景
- NS規制物質リスト（民生製品版）
- 調査の手順
- お取引先様へのお願い事項（4項目）
- 改訂履歴

目的と背景

世界的な環境意識の高まりにより、製造物に含有される化学物質に対する法的規制が強化されているのは周知の事実であり、成型品や調剤を製造するメーカーはその用途や仕向地により、該当する各種規制を満足していなければなりません。

そこで、日本精機はこれらを遵守すべく、民生製品使用部品における規制物質リストを定めました。
趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

対象 民生製品使用部品:

弊社からchemSHERPAフォーマットにて報告をお願いする部品

NS規制物質リスト（民生製品版）

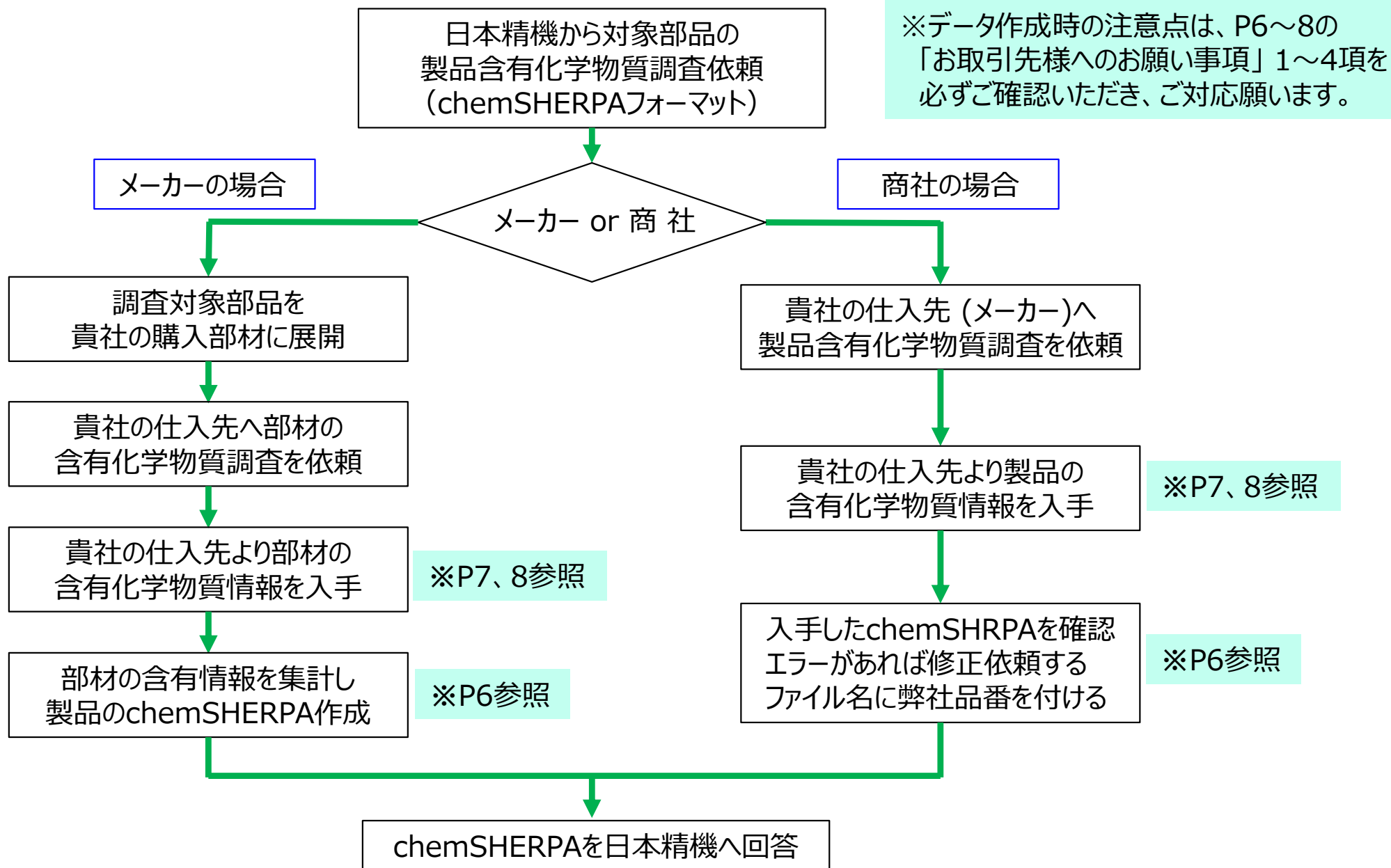
弊社では、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するchemSHERPA管理対象物質参照リストをNS規制物質リスト（民生製品版）と定めます。

顧客が独自に化学物質規制を要求している場合も多く、それら独自規制にも対応すべく製品中に含有する物質は、含有量・含有濃度に関係なくchemSHERPAフォーマットにて可能な限り、情報提示をお願いいたします。※
適合・不適合に関しては個別に弊社にて判断いたします。
(可塑剤や難燃剤、顔料などの添加剤も報告対象です。)

※報告対象物質以外は、任意報告物質として含有報告をお願いします。

chemSHERPA 管理対象物質参照リスト 掲載サイト
<https://chemsherpa.net/tool#declarable>
※ 上記URLから最新リストを参照してください。

以下フローの手順に従って製品含有化学物質調査を実施してください。



対象：民生製品使用部品

1) 提出データのファイル名

chemSHERPAのファイル名は、下記の規則に従ってご提出ください。

弊社13桁の部品番号_任意の文字列。拡張子(shai)

①

②

③

例：0123456789M00_ABC-1010-5_V2_20240101.shai

- ①：調査依頼時に、対象部品の弊社13桁品番をお伝えしておりますのでその番号を必ずファイル名にご入力ください
- ②：弊社からの指定はございません
- ③：chemSHERPA-AIデータ(拡張子shai)でご提出をお願いします

※シリーズ部品等で対象が複数ある場合は、上記①の対応は不要です。
ただし、提出データと弊社品番を紐づける対照表を添付ください。

対象：民生製品使用部品

2) chemSHERPA管理対象物質参照リスト収載物質の含有情報提供

chemSHERPA管理対象物質参照リストに収載されている物質が製品中に含有する場合は、含有量・含有濃度に関わらず、必ずchemSHERPAフォーマットにて報告をお願いいたします。

また、報告対象となっていない物質でも、含有を把握している物質は可能な限り、任意報告としてご報告をお願いいたします。

※chemSHERPAフォーマット

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営する情報伝達スキーム <https://chemsherpa.net/>

chemSHERPAをダウンロードして利用したユーザーには、JAMP事務局からツールバージョンアップの連絡メールが配信されます。

その際に最新版リストをご確認いただき、**新たに含有が判明した物質や、既に弊社へ報告されたchemSHERPA成分データに変更が生じた場合には速やかにご連絡ください。**

（グリーン調達ガイドラインに対するお問い合わせ 民生製品使用部品の担当部門を参照ください）

対象：民生製品使用部品

3) 赤燐の含有情報提供

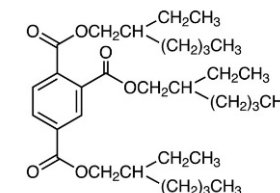
調査対象製品に赤燐の含有がある場合は、chemSHERPA成分データに任意報告物質として含有物質名「**Red phosphorus**」(CAS番号：7723-14-0)と記入してご回答いただけますようお願いいたします。

4) 添加剤(難燃剤、可塑剤など)

難燃剤や可塑剤などの添加剤について、含有量が0.1wt%未満の場合もchemSHERPAへ記載の上、報告をお願いいたします。

特にPVC(ポリ塩化ビニル)の可塑剤などの用途に使用されるフタル酸エステルの代替剤TOTM※を添加剤として用いている場合は、製造過程において、不純物としてRoHS規制物質であるDEHPが生成される場合もあるため、必ずchemSHERPAへ記載の上、ご報告ください。

※TOTM：トリメリット酸トリス(2-エチルヘキシル)、CAS No.3319-31-1



改訂履歴

改訂番号	制定・改訂日	内容・理由
第1版	2020/03/20	制定
第2版	2024/04/01	お取引先様へのお願い事項へ 3) 添加剤(難燃剤、可塑剤など)を追加
第3版	2024/08/05	・調査の手順を追加 ・お取引先様へのお願い事項へ 1) 提出データのファイル名を追加 以降のお願い事項の項目番号変更